



去る令和4年1月25日（火）に開催された標記会議内容についてお知らせします。

議題1. 令和3年度総会の内容

（1）令和3年度取組実績と令和4年度取組案

事務局より、令和3年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の取組状況と、令和4年度全国協議会の取組（案）を説明した。令和4年度取組では、令和3年度に設置した男女共同参画部会のほか、企画部会（仮称）、広報部会（仮称）を設置し取り組む案を説明した。

協議の結果、令和4年度取組については、伊端幹事長と事務局に一任いただき、後日常任幹事に示すこととした。

〈意見（令和3年度取組実績）〉

意見なし

〈主な意見（令和4年度取組案）〉

- 部会の人数や人選を検討する必要がある。部会は最低限の人数で構成し、必要に応じてプロジェクトチームを立ち上げた方が上手く回るのではないかと。
- 各部会の目標・検討事項を定めるべきではないかと。
- 総合型クラブ関係者以外への広報も検討して欲しいと。
- 取組項目は、優先順位をつけて取り組む必要があるのではないかと。また、中間支援組織の整備について、中央協議会の進捗状況を共有する必要があると。
- 各部会が連携できる仕組みが必要ではないかと。

(2) 情報共有プログラムの内容

事務局より、令和3年度全国協議会総会（令和4年2月22日開催予定）の情報共有プログラムについて、事務局案を説明した。

協議の結果、スポーツ庁より「学校運動部活動の地域移行」について情報提供いただいた後、「学校運動部活動の連携」についてグループディスカッションを行うこととした。

グループディスカッションの実施にあたっては、各都道府県代表委員に対して事前調査を実施することとし、事前調査内容は伊端幹事長と事務局にて作成し、後日常任幹事に確認することとした。

〈主な意見〉

- 案では学校や行政との連携について、課題の解決策まで話し合うこととなっているが、課題を出すところから始めるべきだと思う。
- 事前アンケートを実施し、結果に基づきグループディスカッションをしてはどうか。
- 部活動は令和5年度から段階的に地域移行することになっているが、地域ごとにクラブや学校・行政の取り組み姿勢に差がある。令和4年度中に、地域移行に向けた具体的なスケジュール等をスポーツ庁の情報提供にて提示してもらえないか。
- クラブとして準備をしておくべきことをまとめられたら良いのではないか。
- 部活動の地域移行に向けて、部活動の教育的意義が議論されていないと思う。部活動を受け入れる団体や施設の問題だけでなく、部活動の意義や位置づけについても議論すべきではないか。
- 国や関係団体に対して、全国協議会として部活動の地域移行について、提案・要望ができるようにすることが必要ではないか。

議題2. ブロック別クラブネットワークアクション2021の終了及び2022の計画案

(1) ブロック別クラブネットワークアクション2021の終了

事務局より、ブロック別クラブネットワークアクション2021の実施報告をした。

〈各ブロック常任幹事の報告〉

- 忌憚のない意見交換ができた。
- 直接顔を合わせたいという意見が多かった。開催県以外の参加者が少なかった。
- マンダラチャートを使用したプログラムを行った。若者が運営に携わり、クラブにどういった将来設計をしていくのか考える機会になった。
- 対面でのコミュニケーションを目当てに参加する人が多いため、オンライン開催の今回は、参加数が少なかった。また、ブロック内でも県ごとに温度差があった。
- クラブからの参加者が0人の県があった。総合型クラブ登録・認証制度の影響があるかもしれない。
- 部活動の地域移行にテーマを絞り、行政関係者や学校関係者を発表者として招聘したことで、行政関係者に総合型クラブの存在を伝える機会となった。
- 部活動の地域移行にテーマを絞り、総合型クラブ関係者に学校の情報を収集していただくため、講師陣を学校教育関係者と行政関係者とした。また、部活動の地域移行をテーマとしたことで、行政関係者等にも多数参加いただき、総合型クラブの存在を伝える機会となった。
- テーマが幅広く、慣れないハイブリット形式で行ったことから、時間が押してしまい思うような進行ができなかった。部活動改革については、現場の学校関係者から実践的な話を聞くことができた。

(2) ブロック別クラブネットワークアクション 2022 の計画案

事務局より、ブロック別クラブネットワークアクション 2022 共通プログラムの実施内容及び参加対象者、実施協力金（案）を説明した。協議の結果、事務局案の通り承認された。

【共通プログラムの実施内容】

- 2022 年度の共通プログラムのテーマは、「運動部活動改革についての情報共有」とする。
- 「運動部活動の地域移行に関する検討会議」が令和 4 年 7 月に示す予定の「第一次提言」や休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の事例について、スポーツ庁より説明いただくことで調整する（今後、スポーツ庁と調整）。また、ブロックごとに事例発表やグループディスカッションの場を設ける。

【参加対象者】

(1) 登録クラブの関係者

令和 4 年 4 月 1 日からの総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用開始に伴う。

(2) 未登録クラブの関係者

当該事業に参加することにより、総合型クラブとしての質的向上を図り、将来的に登録クラブとなることを期待。

(3) 行政担当者

当該事業に参加することにより、総合型クラブへの理解を深め、総合型クラブと連携した地域課題解決に向けた取組の促進を期待。

(4) 都道府県体育・スポーツ協会等担当者

中間支援組織として都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携し、当該事業の運営を担う。

【実施協力金（案）】 ※正式には、当協会内での調整の後、決定する。

	参加区分	実施協力金の額
1	登録クラブの関係者	2,200 円（消費税込）
2	未登録クラブの関係者	5,500 円（消費税込）
3	行政担当者（開催都道府県・市町村は除く）	
4	都道府県体育・スポーツ協会等担当者 開催都道府県及び市町村行政担当者	0 円
5	その他	5,500 円（消費税込）

〈主な意見〉

- 令和 4 年度は、参加申込期間内に、登録手続き中のクラブが存在することになる。登録クラブ、未登録クラブの区分を明確にする必要がある。実施協力金の金額については妥当だと思う。
- 値上げとなる対象者に対しては、これまでの内容よりも、より価値のあるものを提供しなければならないのではないか。
- 今後行政との連携をとっていくためにも、行政担当者が参加しやすいよう金額を設定する必要があるのではないか。
- 金額の差をつける意図は分かるが、未登録クラブは財政難が理由のクラブもある。登録料が支払えないクラブが、実施協力金を払って参加するだろうか。行政と総合型クラブの連携を強化していくのか、未登録クラブに登録を促すのか方針を定めて金額を設定する必要がある。

議題 3. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用開始に向けた取組

(1) 都道府県版制度原案の審査

事務局より、令和3年12月24日までに提出のあった3県体育・スポーツ協会の都道府県版制度原案の確認結果について説明し、審査した結果、3県とも承認された。

(2) 都道府県版制度策定状況

事務局より、都道府県版制度の策定状況について、令和4年1月14日までに策定報告のあった7県について説明し、最終的な策定状況は年度内に別途報告することとした。

また、都道府県版制度原案の未提出県の進捗状況について説明し、今後の対応については、伊端幹事長に一任することとした。

●未提出県：6県（令和4年1月14日時点）

(3) 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 諸規程の一部改定

事務局より、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度諸規程の一部改定について説明し、承認された。なお、諸規程の改定については、令和3年度全国協議会総会（令和4年2月22日開催予定）にて審議した後、地域スポーツクラブ育成委員会にて諮ることとする。

改定内容

規程	現規程等	改定案																												
登録基準 細則	第3条（基本基準の適用範囲）	第3条（基本基準の適用範囲）																												
	＜必ず満たすべき運用ルール＞																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本基準</th> <th rowspan="2">必ず満たすべき運用ルール</th> </tr> <tr> <th>分類</th> <th>個別基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">＜(1) 略＞</td> </tr> <tr> <td>(2) 運営形態に関する基準</td> <td>⑤ 地域住民が主体的に運営している。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。※7 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">＜(3) 略＞</td> </tr> </tbody> </table>	基本基準		必ず満たすべき運用ルール	分類	個別基準	＜(1) 略＞			(2) 運営形態に関する基準	⑤ 地域住民が主体的に運営している。	<ul style="list-style-type: none"> ・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。※7 	＜(3) 略＞			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本基準</th> <th rowspan="2">必ず満たすべき運用ルール</th> </tr> <tr> <th>分類</th> <th>個別基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">＜(1) 略＞</td> </tr> <tr> <td>(2) 運営形態に関する基準</td> <td>⑤ 地域住民が主体的に運営している。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に<u>近隣</u>の市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。※7 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">＜(3) 略＞</td> </tr> </tbody> </table>	基本基準		必ず満たすべき運用ルール	分類	個別基準	＜(1) 略＞			(2) 運営形態に関する基準	⑤ 地域住民が主体的に運営している。	<ul style="list-style-type: none"> ・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に<u>近隣</u>の市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。※7 	＜(3) 略＞		
	基本基準		必ず満たすべき運用ルール																											
分類	個別基準																													
＜(1) 略＞																														
(2) 運営形態に関する基準	⑤ 地域住民が主体的に運営している。	<ul style="list-style-type: none"> ・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。※7 																												
＜(3) 略＞																														
基本基準		必ず満たすべき運用ルール																												
分類	個別基準																													
＜(1) 略＞																														
(2) 運営形態に関する基準	⑤ 地域住民が主体的に運営している。	<ul style="list-style-type: none"> ・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に<u>近隣</u>の市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。※7 																												
＜(3) 略＞																														
＜(1) 略＞		＜(1) 略＞																												
＜(3) 略＞		＜(3) 略＞																												

報告 1. ブロック別クラブネットワークアクション 2021 の終了

議題 2 にて、事務局より併せて報告した。

報告 2. 令和 3 年度第 2 回男女共同参画部会の報告

事務局より、令和 3 年度男女共同参画部会の取組の進捗状況について、報告した。なお、本部会が取組んだまとめは、令和 3 年度全国協議会総会（令和 4 年 2 月 22 日開催予定）にて報告することとしている。

報告 3. 令和 3 年度第 3 回地域スポーツクラブ育成委員会の報告

事務局より、令和 3 年 12 月 14 日に開催された令和 3 年度第 3 回地域スポーツクラブ育成委員会で取り扱った全国協議会に関する事項のうち、本常任幹事会で説明していない以下の 4 点について報告した。

- 令和 4 年度総合型クラブ育成計画
- 令和 4 年度クラブ支援ミーティングのテーマ・プログラム設定について
- 日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2023（仮称）の策定に向けて
- 令和 4 年度スポーツ振興くじ助成 クラブアドバイザー等配置事業について

報告 4. 令和 3 年度地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業（国庫補助事業） 第 2 回地域スポーツ推進中央協議会の報告

事務局から、令和 3 年 12 月 6 日に開催された令和 3 年度地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業（国庫補助事業）第 2 回地域スポーツ推進中央協議会について、中央協議会にて取り組む内容の変更箇所を報告した。

変更箇所 令和 3 年度地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業 実施要項から抜粋
（網掛け箇所が変更箇所）

変更前	変更後
<p>4. 事業実施内容</p> <p>(1) 地域スポーツ推進中央協議会の設置、開催</p> <p>「新しい生活様式」に対応した地域スポーツの推進を検討する場として、日本スポーツ協会を中心に、総合型地域スポーツクラブ全国協議会、日本スポーツ少年団、全国スポーツ推進委員連合等の地域スポーツ関係者、中学校体育連盟関係者、日本医師会等で構成する中央協議会を設置、開催する。</p> <p><回数> 4 回程度</p> <p><人数> 8 名程度</p>	<p>4. 事業実施内容</p> <p>(1) 地域スポーツ推進中央協議会の設置、開催</p> <p>「新しい生活様式」に対応した地域スポーツの推進を検討する場として、日本スポーツ協会を中心に、総合型地域スポーツクラブ全国協議会、日本スポーツ少年団、全国スポーツ推進委員連合等の地域スポーツ関係者、中学校体育連盟関係者、日本医師会等で構成する中央協議会を設置、開催する。</p> <p><回数> 4 回程度</p> <p><人数> 8 名程度</p> <p>また、スポーツによる地域課題解決を促進するために、以下の 3 つの取組を実施する。</p>

変更前	変更後
<p>(2) スポーツによる地域課題の解決に向けた取組 <都道府県体育・スポーツ協会による事業></p> <p>①地域スポーツ推進団体連絡会議の設置、開催 総合型クラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の地域スポーツ団体関係者による、今後の地域スポーツ推進体制の構築に向けた連絡会議を開催し、スポーツによる地域課題の解決に向けた取組を検討する。</p> <p>②スポーツによる地域課題の解決に向けた取組の促進 地域スポーツクラブの運営者や指導者を対象に、スポーツによる地域課題の解決に向けた取組に関する情報提供等を行う。</p>	<p>①スポーツによる地域課題解決に向けた取組事例の周知 全国の地域スポーツクラブによる地域課題解決に向けた各種取組事例の紹介動画を作成の上、ホームページに公開し、47 都道府県体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブが取組む地域課題解決に向けた取組とし、地域住民向けの普及啓発を行う。</p> <p>②総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に基づく地域の課題解決促進に向けた取組 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に基づく地域の課題解決促進に向けた取組として、下記のタイプ別認証の検討を行い、総合型地域スポーツクラブがそれぞれの地域課題の解決を行うための要件を整理する。 i) 「学校運動部活動連携タイプ認証 (仮称)」 ii) 「介護予防・医療連携タイプ認証 (仮称)」</p> <p>③地域スポーツの活性化プラットフォームの構築に向けた市区町村体育・スポーツ協会調査 地域スポーツ環境の基盤強化を担う「プラットフォーム」の一つとして考えられる市区町村体育・スポーツ協会の現状を把握し、構築に向けた基礎資料を作成する。</p> <p>(2) スポーツによる地域課題の解決に向けた取組 <都道府県体育・スポーツ協会による事業></p> <p>①地域スポーツ推進団体連絡会議の設置、開催 総合型クラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の地域スポーツ団体関係者による、今後の地域スポーツ推進体制の構築に向けた連絡会議を開催し、スポーツによる地域課題の解決に向けた取組を検討する。</p> <p>②スポーツによる地域課題の解決に向けた取組の促進 地域スポーツクラブの運営者や指導者を対象に、スポーツによる地域課題の解決に向けた取組に関する情報提供等を行う。</p>

報告 5. 令和 4 年度代表委員及び常任幹事の選任・選出状況

事務局より、令和 4 年度の代表委員及び常任幹事の選任・選出状況について説明した。

報告 6. 第 15 回全国スポーツクラブ会議 2021in Tokyo への後援

事務局より、全国スポーツクラブ会議実行委員会から申請のあった、第 15 回全国スポーツクラブ会議 2021in Tokyo への後援について、後援申請を承諾したことを報告した。当該会議は、令和 4 年 1 月 23 日にオンラインにて開催されたことを併せて報告した。

報告 7. スポーツ少年団緊急対策プロジェクト「スポーツ少年団改革プラン 2022」（案）

事務局より、スポーツ少年団緊急対策プロジェクト「スポーツ少年団改革プラン 2022」（案）について説明した。

報告 8. 国の動向について

（1）第 3 期スポーツ基本計画（中間報告抜粋）

事務局より、第 3 期スポーツ基本計画中間報告において、総合型クラブに関する記載のある項目について説明した。

（2）運動部活動の地域移行に関する検討会議

事務局より、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」について、令和 3 年 10 月 7 日に開催された第 1 回会議と 12 月 2 日に開催された第 2 回会議の報告と併せて、1 月 26 日に第 3 回会議が予定されていることを報告した。